

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 7 5 号
件 名	介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書の適正な運用を求めることについて
要 旨	<p>更新の延期通知書については、認定を受けている者を担当するケアマネジャーが連絡することができるに変更されています。現状では、ケアマネジャーはそのことを知らず、事業所の管理者も知らず、したがって、期限が来ても認定を受けている者に連絡されないケースが散見されます。</p> <p>対象者の個人情報の管理が徹底されておらず、市と共有されているデータのアクセス権について、事業者側は指紋認証で、担当者以外はアクセスできないとしています。定めでは、施設の責任者と作業従事者となっているが、作業従事者とは何を指すのか判明していません。事業者任せである。情報管理を徹底すべきであり、市側の現状把握と指導監督を行ってほしい。</p> <p>担当のケアマネジャーがデータを確認しても、通知書記載の延期理由、処理見込期間等のデータが入力されておらず、情報がなく、連絡のしようがない。</p> <p>以上のことから次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延期通知書の連絡を誰がどのようにするのか明確にし、事業者側との連携を図り、指導監督を徹底すること。 2 個人情報の保管管理、アクセス権等、事業者任せにせず、現状確認の上、必要な指示を行い、その結果を確認すること。 3 ケアマネジャーが連絡するのであれば、連絡できる情報をどのように提供するの的事业者側に示すこと。
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 令和 4 年 6 月 13 日 } 市民厚生常任委員会 第 3 項 }</p>
受 理	令和 4 年 6 月 1 日 第 98 号